

五、その他

公益社団法人 都城青年会議所  
特定個人情報等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人都城青年会議所（以下「本会議所」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）及び定款第65条に基づき、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会議所の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。
- 3 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 4 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- 5 「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて

検索することができるように体系的に構成したもののか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。

- 6 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
  - 7 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
  - 8 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
  - 9 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
  - 10 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
  - 11 「役職員」とは、正会員（監事及び定款第40条第1項に定める直前理事長等として就任する特別会員を含む。）及び本会議所との間に雇用関係のある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員及びアルバイト社員等）をいう。
  - 12 「事務取扱担当者」とは、本会議所内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
  - 13 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。
- 2 その他本規程における用語は、他に特段の定めのない限り、番号法その他の関係法令の定めに従う。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 本会議所が個人番号を取り扱う事務の範囲は次のとおりとする。

役職員（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務（右記に付随する事務を含む）	給与所得の源泉徴収票作成事務
	雇用保険届出事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	国民年金の第三号被保険者の届出事務

役職員以外の個人に係る個人番号関係事務（右記に付随する事務を含む）	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務

#### （取り扱う特定個人情報等の範囲）

第4条 前条において本会議所が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は次の各号に定めるとおりとする。

- ① 役職員又は役職員以外の個人から、番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
  - ② 本会議所が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
  - ③ 本会議所が法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
  - ④ その他個人番号と関連づけて保存される情報
- 2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

## 第2章 安全管理措置

### 第1節 組織的安全管理措置

#### （組織体制）

第5条 本会議所は、次の各号に定める者を事務取扱担当者及び事務取扱責任者とする。

- ① 事務取扱担当者 事務局員
  - ② 事務取扱責任者 専務理事
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。
- ① 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理
  - ② 特定個人情報等を取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
  - ③ 特定個人情報等の取扱区域及び権限についての設定及び変更の管理
  - ④ 特定個人情報等の取扱状況の把握
  - ⑤ 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の企画及

び実施

#### ⑧ その他特定個人情報等の安全管理に関する事項

#### （特定個人情報等の取扱状況の記録）

第6条 本会議所は、特定個人情報等の取得、利用、保存、提供及び削除・廃棄等に当たっては、後に取扱状況が確認できるよう、適宜の方法で特定個人情報等の取扱状況が分かる記録を保存するものとする。取扱状況の記録には、個人番号を記載してはならない。

#### （役職員の義務）

第7条 本会議所の役職員又は役職員であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生その他この規程に違反している事実又は兆候を把握した役職員は、その旨を事務取扱責任者に報告するものとする。

#### （情報漏えい等事案への対応）

第8条 事務取扱責任者は、前条第2項の事実若しくは兆候を知り、又はそのおそれがあること知ったときには、遅滞なく理事長に報告するとともに、速やかに次に掲げる対応を行うものとする。

- ① 理事会における報告及び被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討・実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ⑥ 事実関係、再発防止策等の公表

#### （取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）

第9条 本会議所は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、監査責任者を任命し、少なくとも毎年1回、取扱状況を点検し、安全管理措置を見直す。

- 2 本会議所は、前項の監査責任者を監事とする。

#### （苦情対応）

第10条 本会議所は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、専務理事とする。

## 第2節 人的安全管理措置

### (役職員の監督・教育)

第11条 本会議所は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、役職員に対して必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

### (事務取扱担当者の教育・研修)

第12条 本会議所は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこの規程を遵守させるための教育・研修を企画及び実施する責任を負う。

- 2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催するこの規程を遵守させるための教育を受けなければならない。

## 第3節 物理的安全管理措置

### (特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第13条 本会議所は、取扱区域において、壁又は間仕切り等の設置、及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

### (機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第14条 本会議所は、取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- 2 特定個人情報等の取り扱う機器は、離席時にロックする。
- 3 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等を取扱区域から持ち出す場合には、事務取扱責任者の承認を得なければならない。
- 4 本会議所が管理すべき特定個人情報等は、役職員の私物パソコン等で取り扱ってはならない。

### (電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第15条 本会議所は、次の各号に掲げる場合を除き、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）を禁止する。

- 1 個人番号関係事務に係る外部委託先に委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場

合

- 2 行政機関等への法定調書の提出等、本会議所が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

### (個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第16条 本会議所は、次の各号に定める特定個人情報等を削除し又は廃棄する場合には、当該各号に定める方法により削除し又は廃棄するものとする。

- 1 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合

焼却、溶解、又は復元不能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、若しくは個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行う。

- 2 特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合

専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。

- 3 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合

データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。

- 2 本会議所は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除し又は電子媒体若しくは書類等を廃棄した場合には、削除し又は廃棄した記録を保存する。これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除し又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

## 第4節 技術的安全管理措置

### (技術的安全管理措置)

第17条 本会議所は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、次に掲げる安全管理措置を講じるものとする。

- 1 特定個人情報等を取り扱う機器を特定する。
- 2 前号の機器を使用する事務取扱担当者を限定する。
- 3 適切なアクセス制御を行う。

- 2 本会議所は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下次に掲げる措置を講じる。

- ① 本会の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
  - ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
  - ③ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- 3 本会議所は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合には、通信経路の暗号化を行うよう努める。

### 第3章 特定個人情報等の取得

#### (特定個人情報等の適正な取得)

第18条 本会議所は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

#### (特定個人情報等の利用目的)

- 第19条 本会議所が、役職員又は第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。
- 2 本会議所は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

#### (特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等)

- 第20条 本会議所は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本会議所は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 本会議所は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会議所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行

することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### (個人番号の提供の要求)

第21条 本会議所は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

#### (個人番号の提供を求める時期)

- 第22条 本会議所は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに、個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。

#### (個人番号の提供の求めの制限)

第23条 本会議所は、番号法第19条各号のいずれかに該当し、特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属するもの以外の者をいう。次条及び第31条において同じ。）の個人番号の提供を求めはならない。

#### (特定個人情報等の収集制限)

第24条 本会議所は第3条に定める事務の範囲を超えて他人の特定個人情報等を収集しないものとする。

#### (本人確認)

第25条 本会議所は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

#### (取得に関する安全管理措置)

第26条 本会議所は、特定個人情報等の取得に関し、第2章（安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第4章 特定個人情報等の利用

#### (利用目的外の利用の制限)

第27条 本会議所は、第19条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱わないものとする。

2 本会議所は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って特定個人情報等を取得した場合は、承継前における当該特定個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報等を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第19条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を取り扱うことができるものとする。

- 1 番号法第9条第4項の規定に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第28条 本会議所は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(利用に関する安全管理措置)

第29条 本会議所は、特定個人情報等の利用に関し、第2章(安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第5章 特定個人情報等の保管

(特定個人情報等の正確性の確保)

第30条 本会議所は、第19条に掲げる利用目的の達成に必要な範囲において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(特定個人情報等の保管制限)

第31条 本会議所は、第3条に定める事務の範囲を超えて他人の特定個人情報等を保管しないものとする。

(保管に関する安全管理措置)

第32条 本会議所は、特定個人情報等の保管に関し、第2章(安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第6章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供制限)

第33条 本会議所は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。

(提供に関する安全管理措置)

第34条 本会議所は、特定個人情報等の提供に関し、第2章(安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第7章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報等の開示等)

第35条 本会議所は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等について、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される特定個人情報等を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 2 本会議所の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 3 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 特定個人情報等の開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(特定個人情報等の訂正等)

第36条 本会議所は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該特定個人情報等の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等の内容の訂正等を行うものとする。

2 本会議所は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報

等の内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

3 本会議所は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

4 本会議所は、第2項又は前項の規定により、本人から求められた訂正等の全部又は一部について、その訂正等をとらない旨を通知する場合又はその訂正等と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

#### （特定個人情報等の利用停止等）

第37条 本会議所は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等が第27条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第24条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第33条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等の第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等の利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等の利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本会議所は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等について、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 前条第3項及び第4項は本条に準用する。

### 第8章 特定個人情報等の廃棄・削除

#### （特定個人情報等の削除・廃棄）

第38条 本会議所は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに削除し又は廃棄するものとする。ただし、その個人番号部分

を復元できない程度にマスキング又は削除した場合には、保管を継続することができるものとする。

#### （特定個人情報等を誤って収集した場合の措置）

第39条 役職員は、誤って特定個人情報等の提供を受けた場合、自ら当該特定個人情報を削除し又は廃棄してはならず、速やかに事務取扱責任者に報告しなければならない。

2 事務取扱責任者は、前項の報告を受けた場合には、第16条に従い当該特定個人情報等をできるだけ速やかに削除又は廃棄し、その記録を保存するものとする。

#### （削除・廃棄に関する安全管理措置）

第40条 本会議所は、特定個人情報等の削除・廃棄に関し、第2章（安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第9章 特定個人情報等の取扱いの委託

#### （委託先の監督）

第41条 本会議所は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を本会議所以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき本会議所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について委託先が講ずべき措置を明らかにし、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、本会議所の許諾を得るものとする。再委託が行われた場合には、本会議所は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

## 第10章 雑則

#### （その他）

第42条 この規程の実施に必要な規則等は、別途定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成28年6月7日から施行する。

平成28年6月7日制定